

## 清朝の理藩院における蒙古旗人の 任用・昇進体系

村上 信 明

はじめに

1636年に北東アジアで誕生した満洲人王朝の清朝は、勃興期からモンゴルへの支配を拡大し、天聰10年（1635）にはチャハル王家を降して内モンゴルの盟主となり、康熙朝（1662-1722）にはハルハ＝モンゴルを、雍正朝（1723-1735）には青海・チベットを、乾隆朝（1736-1795）には新疆を勢力下に収めた。

清朝において、これらモンゴル・青海・チベット・新疆に関する事務（藩部<sup>(1)</sup>事務）を管轄する行政機関であったのが理藩院である。理藩院は、その前身を「蒙古衙門」といい、元来はモンゴル関連の諸事務（モンゴル事務）の処理機関として設置されたものであった。清朝の版図拡大にともない、理藩院はチベット関連や新疆のトルコ系ムスリム関連の事務も管轄するようになるが、主要な職務はあくまでモンゴル事務の処理であった<sup>(2)</sup>。

この理藩院において不可欠であったのが、モンゴル事務を適切に処理できるだけのモンゴル語能力を有する人員の存在である。張永江氏・蔡志純氏は、この人員の主体が八旗蒙古<sup>(3)</sup>に所属する蒙古旗人であったと指摘している[張1989：p.157, pp.171-173]・[蔡1993：p.173]。また筆者も、清朝が入関前～康熙朝において理藩院の尚書・侍郎および司官（郎中・員外郎・主事<sup>(4)</sup>）を蒙古缺（蒙古旗人に割り当てられたポスト）と位置づけていたことを明らかにしている[村上2005：pp.156-158]。これらの研究成果は、理藩院におけるモ

ンゴル事務の処理の中心的担い手が蒙古旗人であったことを示している（このことについては本稿第一章でも検討を加える）。

このことに加え、筆者は、理藩院官員を経験した蒙古旗人の中から、理藩院高官（尚書・侍郎）やモンゴル・チベットを管轄する駐防官（將軍・都統・大臣）として活躍する人物が多数輩出されていることを見出している〔村上2004：pp.3-5〕。この事実は、理藩院が藩部事務の管轄機関であると同時に、藩部関連の重要職務をになう大官の供給源でもあったことを示唆している。

そこで本稿では、理藩院における蒙古旗人官員（蒙古官員）の任用・昇進に関する諸規定、および理藩院蒙古官員から理藩院高官、モンゴル・チベット管轄の駐防官に昇進した人物の履歴を検討し、理藩院における蒙古旗人の任用・昇進体系を明らかにし、清朝における官僚登用システムの一端を究明する。

なお、引用史料中の〔 〕は筆者が補ったもの、（ ）は筆者による註記である。

## 第一章 理藩院における司官・筆帖式職の設置状況

本章では、理藩院の司官・筆帖式職の設置状況を概観する<sup>(5)</sup>。

理藩院に郎中・員外郎が設置されたのは順治18年（1661）のことである。この年、清朝は順治16年に礼部の所属機関とした理藩院を再び六部と同列の行政機関に格上げし、理藩院にも六部と同様に実務処理機関である清吏司を設け<sup>(6)</sup>、郎中11名・員外郎21名を置いた。続いて康熙6年（1667）には4つの清吏司に主事各1名を置いた<sup>(7)</sup>。これら理藩院司官の職は、康熙朝『大清会典』（康熙29年告成、康熙25年までの記事を含む）では「蒙古缺」<sup>(8)</sup>と位置づけられており〔村上2005：pp.156-158〕、当時の任官者の多くも蒙古旗人であったと推測される<sup>(9)</sup>。

雍正朝に入ると、理藩院司官に満洲缺が設置されていることが確認できる。雍正10年（1732）告成の雍正朝『大清会典』（雍正5年までの記事を含む）巻9、

吏部7，官制7，蒙古缺除授陞補条の割り注には，理藩院郎中は満洲6名・蒙古5名，理藩院主事は満洲2名・蒙古5名と定められたことが記されている<sup>(10)</sup>。理藩院員外郎については「十九缺」とだけ記されているが，これは蒙古缺のみの数で，当時29名の理藩院員外郎の内訳が満洲10名・蒙古19名であったことを示している<sup>(11)</sup>。

乾隆29年（1764）告成の乾隆朝『欽定大清会典』（乾隆27年までの記事を含む<sup>(12)</sup>）では，巻3，吏部，官制1に，理藩院の満洲缺・蒙古缺の定員数が明記されている。その記載によれば，郎中は満洲6名・蒙古5名，員外郎は満洲18名・蒙古18名，主事は満洲4名・蒙古5名であった。その後，清朝は乾隆42年に満洲員外郎1名の削減と蒙古郎中1名の増員を，同49年には満洲郎中2名・満洲員外郎6名・満洲主事2名の削減と蒙古郎中2名・蒙古員外郎6名・蒙古主事2名の増員を行い，嘉慶4年（1799）には満洲郎中・満洲員外郎各1名を宗室缺に変更する<sup>(13)</sup>。光緒25年（1899）告成の光緒朝『欽定大清会典事例』（光緒22年までの記事を含む）巻20，吏部，理藩院条に記されている各清吏司の理藩院司官の定員数をまとめると，郎中が満洲3名・宗室1名・蒙古8名，員外郎が満洲10名・宗室1名・蒙古24名，主事が満洲2名・蒙古7名となる。

続いて理藩院筆帖式の設置状況である。同職に関しては，康熙朝『大清会典』の編纂時においてすでに満洲缺・蒙古缺・漢軍缺が存在した。康熙朝『大清会典』巻3，吏部1，官制1，理藩院条に記されている理藩院筆帖式の定員数は，満洲11名，蒙古41名，漢軍2名である。その後，清朝は康熙28年11月に満洲筆帖式を8名，漢軍筆帖式を4名増員し，雍正11年に満洲筆帖式を17名，蒙古筆帖式を14名増員した。乾隆朝『欽定大清会典』巻3，吏部，官制1，理藩院条に記されている理藩院筆帖式の定員数は，満洲36名，蒙古55名，漢軍6名である。その後は，光緒6年に満洲筆帖式が4名削減されるのみである<sup>(14)</sup>。

では，理藩院において満洲・蒙古両旗人の間には職務上どのような相違があったのだろうか。まず理藩院司官に関しては，雍正6年9月の吏部の議覆

に「また調べましたところ、理藩院に設けた郎中五員・員外郎十九員・主事五員は、モンゴル事務を専門に司ります（後述〈史料6〉の一部）」という記載がある。ここでの郎中・員外郎・主事の人数は、前述の雍正朝『大清会典』巻9に記されている理藩院の蒙古缺の数と同じである。すなわち「モンゴル事務を専門に司」とされているのは蒙古司官だけであり、満洲司官は含まれていないのである。

また『清高宗実録』巻647、乾隆26年10月辛卯〔26日〕条には、次のような記載がある。

〈史料1〉

本日、理藩院官員を引見したところ、そのうち四人が清語（満洲語）に熟練していないというだけでなく、甚だしきに至ってはできない者もいる。彼らはみな満洲官であり、処理するのもまた満洲事務である。清語に習熟していなくて、どうやって事務を処理するのか。

本日引見理藩院官員、内有四人不但清語生疎、甚至有不能者。伊等皆満洲官、所辦又係満洲事務。不諳清語、何以辦事。

ここで乾隆帝は、理藩院の「満洲官」、すなわち満洲旗人の官員（満洲官員）が処理するのは「満洲事務」であり、満洲語能力ができなくて何の仕事ができるのかと叱責しているが、モンゴル語能力の要否やモンゴル事務に従事するか否かについてはまったく言及していない。清朝は、蒙古旗人にはモンゴル語習得を奨励し、モンゴル語教育を施したが〔村上2007：pp.18-21〕、満洲旗人にはこれを実施しておらず、彼らをモンゴル事務の担い手として養成しようとした形跡も見られない。

これらのことから、雍正朝以降、理藩院においてモンゴル事務の担当者とされたのは蒙古官員だけであり、満洲官員はモンゴル語能力を必要としない職務に従事していたと判断される。

## 第二章 理藩院官員の任用・昇進に関する清朝の方針

本章では、清朝が理藩院官員の任用・昇進に関してどのような方針を持っていたのかについて、康熙朝・雍正朝・乾隆朝以降に分けて検討していく。

### (1)康熙朝

康熙帝の理藩院官員の任用・昇進に関する基本方針は、『康熙起居注』康熙20年(1681)12月21日条にある康熙帝と大学士らのやり取りから見て取れる。

#### 〈史料2〉

大学士・学士が折本を捧げて面奏し、理藩院が題本により本院(理藩院)官員と各部院衙門官員をともに相互に昇進・転任させたいとし、それを吏部がよいと議准したことについて旨を請うた。上(康熙帝)は「理藩院はもとよりともにモンゴル語に通曉する者を用いる。いま〔理藩院と各部院衙門との間で〕互に〔官員を〕転任させれば、恐らく〔理藩院で〕ことごとくモンゴル語に通じていない人を用いることになってしまい、職務が弛緩してしまう。吏部・理藩院に上諭を下してこのことを知らしめよ」といった。

大学士・学士随捧折本面奏請旨、為理藩院題請以本院官員与各部院衙門官員一体互相陞転、吏部議准行事。上曰、理藩院原俱用通蒙古語者。今互相転補、恐致盡用不通蒙古語之人、事不至廢弛乎。着諭吏部・理藩院知之。

ここで大学士らは、理藩院が本院(理藩院)官員と(六部等の)各部院衙門の官員を相互に昇進・転任させることを可能としたいと題奏し、吏部もこれに賛同したことを康熙帝に上奏した。これに対して康熙帝は、職務でモンゴル語を使用しない各部院衙門の官員を理藩院で任用すると、モンゴル語に通曉

していない者が理藩院官員に就く恐れがあるとして、この意見を却下したのである。この記載から、当時の清朝が、モンゴル語に通曉していない者が理藩院官員とならないよう理藩院と六部等衙門との間での人事交流を制限していたことがわかる。

ただ、この方針は康熙27年3月に一部変更された。『清聖祖実録』巻134、康熙27年3月庚子〔30日〕条には次のような記載がある。

〈史料3〉

吏部が議覆するに「理藩院郎中の缺員には、旧例では、本衙門（理藩院）員外郎をもって咨送し、題奏して任用しており、各部院の事例と同じではありません。今後は咨送することを止め、各部衙門の蒙古員外郎・内閣蒙古侍読とともに俸を論じて昇進させるべきです。理藩院員外郎についても、各部員外郎〔の例〕のとおりと一緒に俸を論じ昇進・転任させたい」と。このとおりに行う。

吏部議覆、理藩院郎中員缺、旧例、將本衙門員外郎咨送題補、与各部院事例不一。嗣後応停其咨送、与各部衙門蒙古員外郎、内閣蒙古侍読、論俸陞補。其理藩院員外、亦照各部員外、一体論俸陞轉。従之。

この議覆で吏部は、旧例では理藩院郎中を任用する際に理藩院員外郎の中から候補者を選び、題奏させてから決定していたが、これは理藩院以外の各部院の事例とは違うとして、今後は理藩院員外郎のほか、六部等の各部院の蒙古員外郎や内閣蒙古侍読を候補者の中に加えて選ぶべきであるとしている。また吏部は、理藩院員外郎に関しても、六部員外郎の例に倣い、一緒に昇進を議論するようにしたいと述べている。この議覆はすべて裁可された。この決定により、蒙古員外郎から蒙古郎中への昇進に関してのみ、理藩院と六部等衙門との間の人事交流が可能となった。

しかし、この決定が有効であったのはわずか10余年に過ぎない。康熙38年7月、康熙帝は、六部の蒙古司官は無用であるとして、これらのポストを

すべて撤廃してしまう [村上 2005 : pp.154-155]。これにより、理藩院と六部等衙門の間における蒙古司官の人事交流それ自体が不可能になったのである。このような状況は、康熙 57 年 9 月に六部蒙古司官のポストが再設置される<sup>(15)</sup> まで約 20 年間つづく。

## (2) 雍正朝

康熙 57 年 (1718) における六部蒙古司官職の再設置後、清朝は雍正 6 年 (1728) 9 月に理藩院・六部等衙門における蒙古官員の任用・昇進のあり方について改めて議論し、規定を定めた。同月 8 日、理藩院が国子監で教育を受けている蒙古旗人の官学生・監生の任用のあり方に関して上奏を行い、<sup>フルダシ</sup> 傅爾丹<sup>(16)</sup> らによって審議された後に雍正帝に議覆が提出される<sup>(17)</sup>。以下、この議覆の関係箇所を引用し、その内容を検討する

### 〈史料 4〉

理藩院は「国子監蒙古官学生は八旗の旗ごとに二十名います。彼らとともに内閣中書・本院（理藩院）筆帖式に任用します。臣の部（理藩院）が処理する事務はともにモンゴル事件であり、もし清字（満洲文字）の繕写の試験だけで彼らを内閣や理藩院で用いれば、そのモンゴル語の文語・口語能力はモンゴル事務を処理するに不十分で、殊に無益です。今、皇上は「満洲官学生が筆帖式の試験を受けるときには、ともに満漢翻訳と繕写の試験によって選抜せよ」と旨を降しました。今後、八旗蒙古の官学生・監生が筆帖式の試験を受ける際にも、まさに満蒙翻訳と繕写によって選抜するようにしたい」と上奏しています。調べたところ、雍正五年十一月内に旨を奉じますに「今後筆帖式人員を任用するのに、繕写の試験を行うのを停止し、ともに翻訳の試験を行って選抜するように」とあります。此を欽めり。欽み違ったことが檔案にあります。ただ、理藩院はモンゴル事務を専門に司っており、モンゴル語の文語・口語に通曉していない者では事務を処理することができません。まさに〔理藩院が〕

請うごとく、八旗蒙古官学生・監生の内に、滿洲語・モンゴル語の文語・口語を翻訳できる者がいれば、吏部が理藩院と会同して一緒に試験を行って採用し、各部院の蒙古筆帖式に缺員が出た際に順々に任用すべきです。

理藩院奏称、国子監蒙古官学生、八旗每旗二十名、伊等俱係内閣中書・本院筆帖式補用。臣部辦理俱係蒙古事件、若止將伊等考試繕写清字、用于内閣・臣院、其蒙古字・話不及于辦理蒙古事務、殊属無益。今皇上降旨、滿洲官学生考試筆帖式、俱以滿漢翻譯繕写考試挑取。請嗣後八旗蒙古官学生・監生考試筆帖式、亦應俱以滿洲蒙古翻譯繕写挑取、等語。查雍正五年十一月内奉旨、嗣後補用筆帖式人員、停止其考試繕写、俱考試翻譯挑取、欽此。欽遵在案。但理藩院專司蒙古事務、非通曉蒙古字・話之人不能辦理。應如所請于八旗蒙古官学生・監生内、有能翻譯滿洲蒙古字・話者、吏部会同理藩院公同考取、以各部院蒙古筆帖式缺出、挨次補用。

#### 〈史料5〉

また〔理藩院は〕「八旗蒙古監生・官学生のうち、漢文を学習し滿漢翻訳の試験を受けたいと願う者がいれば、これまでどおり試験を受けさせたい」と上奏しています。調べたところ、八旗の筆帖式に任用する人員は、欽しんで諭旨を奉じまするに、「ともに翻訳の試験を受けさせて選抜せよ」とあります。今、八旗蒙古監生・官学生のうち、漢文を学習し滿漢翻訳の試験を受けたいと願う者があれば、また〔理藩院が〕請うごとく、滿漢翻訳の試験を受けさせるべきです。合格した後、吏部等衙門の蒙古筆帖式に缺員が出たら、試験して合格した人員と一緒に順々に任用したい。

又〔理藩院〕奏称、八旗蒙古監生・官学生内、有学習漢文情願考試滿漢翻訳者、令其照常考試、等語。查八旗補用筆帖式人員、欽奉諭旨、俱令考試翻譯挑取。今八旗蒙古監生・官学生内、有学習漢文、情願考試滿漢翻訳者、亦應如所請令其考試滿漢翻訳。取中後、以吏部等衙門蒙古筆帖



式缺出，与考試取中人員一体補用。

〈史料6〉

また調べたところ，理藩院に設けた郎中五員・員外郎十九員・主事五員は，モンゴル事務を専門に司ります。もし別の部院の人員を理藩院官員に昇進させれば，モンゴル事務に習熟できません。もし理藩院の人員を別の部院の官員に昇進させれば，別部の事務にも益がありません。今後は，理藩院に缺員が出れば，理藩院蒙古筆帖式，各口駅站および將軍駐防・チャハル等処の蒙古筆帖式，ならびに理藩院筆帖式から試験に合格して任用された中書・助教・五官正等から，おおむね旗分を問わず全体で俸を較べて昇進させ，主事から本院（理藩院）員外郎に昇進させ，員外郎から本院郎中に昇進させ，郎中まで昇進したら六部の満洲・蒙古郎中と一緒に俸を較べて昇進・転任させるようにしたい。このようにすれば，彼らは理藩院において仕事に長く携わることになり，事務を処理するのに実に有益です。また，内閣蒙古侍読二員・太僕寺蒙古員外郎二員・盛京刑部蒙古員外郎二員もまたモンゴル事務を専門に司る人です。今後缺員が出たら，理藩院蒙古主事の内からおおむね旗分を問わず全体で俸を較べて昇進させ，員外郎・侍読からはなお理藩院郎中に昇進させ，郎中まで昇進したら六部〔郎中〕とともに俸を較べて昇進・転任させるようにしたい。

再查，理藩院額設郎中五員・員外郎十九員・主事五員，係專司蒙古事務。若將別部人員陞補理藩院，于蒙古事務不能諳練。若將理藩院人員陞補別部，于別部事務亦屬無益。嗣後，理藩院缺出，請于理藩院蒙古筆帖式，各口駅站及將軍駐防並查哈兒等處蒙古筆帖式，并由理藩院筆帖式考取補用之中書・助教・五官正等，概不論旗分通行較俸陞補，由主事陞補本院員外郎，由員外郎陞補本院郎中。陞至郎中，再于六部蒙<sup>マフ</sup>〔滿〕洲蒙古郎中一体較俸陞轉。如此則伊等在理藩〔院〕行走日久，其于辦理事務實為有益。又内閣蒙古侍読二員・太僕寺蒙古員外郎二員・盛京刑部蒙古員外

郎二員係亦專司蒙古事務之人。嗣後缺出，請于理藩院蒙古主事內概不論旗通行較俸陞補，由員外郎・侍讀，仍陞補理藩院郎中，至郎中，再与六部較俸陞轉。

〈史料7〉

また六部蒙古郎中六員，員外郎・主事六員，都察院監察御史二員は，元來ともに理藩院・六部の蒙古人員を全体で（區別せずに）昇進させる缺です。いま理藩院の人員は，すでに別部には昇進・転任させないとなりました。今後は六部蒙古主事に缺員が出れば，吏部等衙門の蒙古筆帖式ならびに吏部等衙門の蒙古筆帖式から試験に合格して任用された中書・五官正等を，旗分を問わず全体で俸を較べて昇進させ，主事から六部蒙古員外郎に昇進させ，員外郎から六部蒙古郎中・御史に昇進させ，郎中・御史まで昇進したら各部院の満洲郎中・理藩院郎中と一緒に俸を較べて昇進させたい。

又六部蒙〔古〕郎中六員，員外郎・主事六員，都察院監都〔察〕御史二員，原俱係理藩院・六部蒙古人員通行陞補之缺。今理藩院人員既不令其陞轉別部。嗣後，六部蒙古主事缺出，請將吏部等衙門蒙古筆帖式並由吏部等衙門蒙古筆帖式考取補用之中書・五官正等，概不論旗分通行較俸陞補，由主事陞補六部蒙古員外郎，由員外郎陞補六部蒙古郎中・御史，陞至郎中・御史，再于各部院満洲郎中・理藩院郎中一体較俸陞轉。

まず〈史料4〉で理藩院は，蒙古官学生（各旗20名<sup>(18)</sup>）は内閣蒙古中書・本院（理藩院）蒙古筆帖式としてモンゴル事務に従事させる人員なので，蒙古官学生・監生を筆帖式に任用する際には，従来のように満文の繕写のみを課すのではなく，満文とモンゴル文の繕写・翻訳を課すようにしたい，と上奏した。おそらくこれ以前，清朝は蒙古官学生・監生がモンゴル語に通曉していることを前提に，満洲語ができれば理藩院での職務もこなせるとして，満洲語の繕写試験だけで蒙古筆帖式を選抜していたのだと思われる。しかし

雍正朝には、蒙古旗人のモンゴル語能力の低下が深刻な問題となっていた<sup>(19)</sup>。そこで理藩院は、蒙古官学生・監生を理藩院蒙古筆帖式に任用する際、満洲語だけでなく、モンゴル語および満蒙翻訳の能力を試験するようにしたいと考えたのだろう。そして傅爾丹らもこの意見に賛同し、満蒙翻訳ができる蒙古官学生・監生については、吏部と理藩院の合同開催の試験に合格した者を「各部院衙門」の蒙古筆帖式に任用したいとした。

〈史料5〉では、理藩院が、蒙古監生・蒙古官学生（〈史料4〉にあるように、本来は満蒙翻訳を習得し、モンゴル事務に従事すべき人員）の中で漢文を学び、満漢翻訳試験を受けたいという者については、これまでどおり受けさせるようにしたい、と上奏している。傅爾丹らもこの上奏に賛同し、満漢翻訳試験を希望する蒙古監生・蒙古官学生には希望どおりに試験を受けさせ、合格者は「吏部等衙門」の蒙古筆帖式として任用したいとした。

〈史料6〉・〈史料7〉は、〈史料5〉の傅爾丹らの議覆の続きである。〈史料6〉の文中にある「郎中五員・員外郎十九員・主事五員」とは、前述のように当時の理藩院の蒙古司官の数である。ここで傅爾丹らは、モンゴル事務に熟練した人員を養成するため、理藩院官員とした蒙古旗人は六部等の他の部院衙門では任用せず、理藩院蒙古主事に缺員が出た場合には理藩院・各口驛站等の蒙古筆帖式<sup>(20)</sup>、あるいは理藩院筆帖式から試験に合格して内閣（蒙古）中書・国子監（蒙古）助教<sup>(21)</sup>・欽天監五官正等に任用された者の中から、旗分を問わず適任者を選出し、その後は理藩院内で員外郎、郎中へと昇進させたいとした。なお理藩院郎中については、六部の満洲郎中・蒙古郎中と同じ規定で昇進・転任させたいと述べている。また内閣蒙古侍読・太僕寺蒙古員外郎・盛京刑部蒙古員外郎についても、モンゴル事務を専門に処理する人員であるとして、理藩院蒙古員外郎と同じ規定で昇進・転任させたいとした。

〈史料7〉は、六部の蒙古司官等の任用に関して意見を述べた箇所である。ここで傅爾丹らは、六部の蒙古司官と都察院の蒙古監察御史には理藩院・六部のどちらの蒙古人員を任用してもよいとしていたのを改め、六部蒙古主事には六部蒙古筆帖式及び同職出身の内閣中書・欽天監五官正等を任用し、六

部蒙古員外郎は六部蒙古主事から、六部蒙古郎中・都察院蒙古監察御史は六部蒙古員外郎から任用したいとした。なお六部蒙古郎中・御史については、六部満洲郎中や理藩院郎中らとともに昇進させたいと述べている。これと〈史料6〉とを総合すると、要するに傅爾丹らは、蒙古旗人に関しては理藩院と六部等衙門との間で人事交流を行わず、理藩院筆帖式等の出身者（モンゴル語能力が必要）はその後も理藩院司官等のモンゴル事務の担当官員として昇進・転任させるようにし、六部等衙門筆帖式の出身者（モンゴル語能力を必要としない）は六部等衙門の官員として昇進・転任させるようにし、郎中については六部と理藩院、満洲旗人と蒙古旗人の相違を区別せずに昇進させたい、と提案したのである。

雍正帝は以上の議覆を全て裁可した<sup>(22)</sup>。これにより次のことが決定した。

第一に、蒙古官学生・蒙古監生のうち、満蒙翻訳試験に合格した者は理藩院・六部等を含む「各部院衙門」の蒙古筆帖式に、満漢翻訳試験に合格した者は理藩院を除く「吏部等衙門」の蒙古筆帖式に任用することが定まった。当時の規定では、八旗監生・官学生の任官先の衙門は特に限定されていない<sup>(23)</sup>が、〈史料6〉の決定により満漢翻訳試験の合格者のみ任官先が理藩院を含まない吏部等衙門に限られることになったのである。

ただ、この3年後の雍正9年8月、雍正帝は蒙古翻訳科擧の開催を命じた上諭で、満蒙翻訳試験の合格者は理藩院で用い、漢文の試験（文科擧）の合格者は理藩院以外の部院衙門で用いるよう指示している〔村上2002：p.65〕。また乾隆朝『欽定大清会典則例』巻4、月選1、考試満洲蒙古繙訳条には、蒙古筆帖式の任用に関して次のような規定がある。

#### 〈史料8〉

雍正六年議准すらく、蒙古擧人・貢・監・生員・官学生・義学生等で、満漢翻訳の試験に合格した者は各部院衙門の蒙古筆帖式に引用するのを除き、満洲語・モンゴル語の文語・口語の翻訳ができる人にして、吏部が理藩院と会同してに行う試験に合格した者は、理藩院蒙古筆帖式と

して旗に按じて順々に任用する。

雍正六年議准、蒙古拳人・貢・監・生員・官学生・義学生等、除考試滿漢繙訳取中者、以各部部院衙門蒙古筆帖式補用外、其能繙訳滿洲蒙古言語之人、由部会同理藩院考試取中者、以理藩院蒙古筆帖式按旗挨次補用。

この条文は前述〈史料4〉と〈史料5〉を要約・改訂した内容となっており、官学生・監生・拳人・貢生・生員・義学生等の蒙古旗人子弟の中で、滿漢繙訳試験に合格した者は「各部部院衙門」（〈史料5〉の「吏部等衙門」に相当）の蒙古筆帖式に、滿蒙繙訳試験に合格した者は「理藩院」蒙古筆帖式に任用すると定めている。〈史料4〉では滿蒙繙訳試験の合格者の任官先を理藩院に限定してはいないが、蒙古旗人のモンゴル語衰退が深刻化していたこの時期には、滿蒙繙訳に通曉した蒙古旗人子弟は理藩院のモンゴル事務の処理を委ねられる稀少な存在であったはずであり、その彼らをモンゴル語能力を必要としない六部等衙門で用いるのは有益とはいえない。したがって〈史料4〉の裁可後も、滿蒙繙訳試験に合格した者が六部等衙門の筆帖式に任用されることはほとんどなく、その実態を踏まえて〈史料8〉の条文が作成されたのだと推測される。

第二に、モンゴル事務の処理を担当する理藩院等の衙門とそれ以外の六部・都察院等の衙門との間における蒙古官員の人事交流を制限することを改めて決定した。前述のように、清朝は康熙朝にも理藩院と六部等衙門の間における蒙古官員の人事交流を制限していたが、その主眼は六部等衙門の蒙古官員を理藩院で用いることを禁じ、モンゴル語に通じていない者が理藩院官員になることを防ぐことにあった。理藩院から六部等衙門への異動については、雍正6年まで理藩院蒙古官員の六部蒙古司官・都察院監察御史への昇進を可能としていた（〈史料7〉参照）ことから判断して、康熙帝もこれを認めていた可能性がある（少なくとも康熙57年における六部蒙古司官の再設置後は認めていたであろう）。しかし雍正朝に入ると、清朝は蒙古旗人のモンゴル語能力低下が問題となり、モンゴル語に通じた官員が理藩院から流出することを防ぐ必

要が出てきた。そこで満蒙翻訳を担当する蒙古筆帖式・中書に任用した者についてはその後も理藩院等のモンゴル事務担当官員として昇進させるようにし、六部等衙門の官員には任用・昇進させないことを決定したのである。また六部等衙門の蒙古官員に任用した者についても、六部等衙門の中で昇進させるようにし、理藩院等のモンゴル事務担当官員に任用・昇進させないことを改めて定めた。

なお満洲司官に関しては、蒙古司官のように理藩院と六部等の間での人事交流を制限するというような規定は存在しない。また満洲筆帖式についても、蒙古筆帖式のように言語別の試験により任官先が分かれるというような制度は存在しない。本節で論じた理藩院官員の任用・昇進規定は、あくまで清朝がモンゴル事務の担当者と位置づけていた蒙古旗人のみを対象としたものだったのである。

### (3) 乾隆朝以降

乾隆朝に定められた蒙古旗人の任用・昇進規定としては、乾隆朝『欽定大清会典則例』巻4、吏部、文選清吏司、月選1、六部理藩院蒙古司官升転条に次のような記載がある。

#### 〈史料9〉

乾隆三年に議准すらく、六部出身の人員が六部員外郎にまで昇進し、理藩院出身の人員が理藩院員外郎・太僕寺員外郎・内閣侍読にまで昇進したら、この二種類の人員は、均しく全体で俸を論じて昇進させる。六部・理藩院員外郎が郎中にまで昇進したら、また各部院の満洲郎中等の官と、同じ例で俸を較べて昇進・転任させる。また蒙古の科甲人員（文科挙の合格者）は、理藩院司官には任用せず、六部司官として用いる。

乾隆三年議准、六部出身人員、升至六部員外郎、理藩院出身人員、升至理藩院員外郎・太僕寺員外郎・内閣侍読、二項人員、均通行論俸升補。六部理藩院員外郎、升至郎中、再与各部院満洲郎中等官、一例較俸升転。

又蒙古科甲人員，不補理藩院司官，以六部司官用。

すなわち乾隆3年（1738），清朝は，員外郎・内閣侍読にまで昇進した蒙古旗人については六部・理藩院間で人事交流を行えるよう規定を改め，六部出身の蒙古員外郎の理藩院蒙古郎中への昇進および理藩院出身の蒙古員外郎・内閣侍読の六部郎中への昇進を認めたのである。これは前述した康熙27年の規定〈史料3〉と同様の内容となっている。理由は詳らかではないが，清朝は員外郎以上の蒙古旗人の人事については柔軟なほうがよいと考えたようである。その他，蒙古郎中の昇進および文科挙の合格者の任用のあり方については，雍正朝の規定と同じ内容となっている。

その後，道光朝にはこの規定の主要部分の再確認と若干の変更が行われたことが，光緒朝『欽定大清会典事例』巻20，六部理藩院欽天監等処蒙古司官升転条の記載からわかる。道光2年（1822），清朝は欽天監蒙古筆帖式を理藩院等衙門出身人員と同様に六部司官には昇進させないと定めた。清朝は，乾隆25年に欽天監蒙古筆帖式には満蒙翻訳試験に合格した者を用いると定めており<sup>(24)</sup>，試験内容から考えれば彼らを理藩院蒙古筆帖式と同じように扱うことは当然といえる。むしろ，なぜ道光2年になって改めてこの規定を設けたのか疑問であるが，その理由は不明である。また道光4年には〈史料6〉・〈史料7〉・〈史料9〉の内容を再確認するような規定を設けたが，蒙古郎中については満洲郎中と同じ規定では昇進・転任させないようにすると定めている（その理由は不明である）。

以上，本章では理藩院官員の任用・昇進に関する清朝の方針と，それに基づいて定められた諸規定について検討してきた。その結果，清朝が康熙朝から理藩院等のモンゴル事務担当衙門とモンゴル事務に携わらない六部等衙門との間における蒙古旗人の人事交流を制限していたこと，雍正朝以降に満蒙翻訳の担当者として任用した者をその後もモンゴル事務担当官員として昇進させ，満漢翻訳の担当者として任用した者及び文科挙の合格者を六部等衙門

の官員として昇進させるようにしたことが明らかになった。

このようにして確立した理藩院における蒙古旗人の任用・昇進体系は、康熙朝にはモンゴル語に通曉していない者が理藩院等のモンゴル事務担当官員になることを防ぐものとして機能し、雍正朝以降にはこれに加えてモンゴル語に通曉した官員が理藩院から流出することを防ぐものとしても機能したであろう。ただ、それ以上に注目されるのは、かかる人事体系の存在が、モンゴル・チベット関連の重要職務をになう大官の輩出につながったことである。上述の諸規定に基づいてモンゴル事務担当官員として昇進を重ねた蒙古旗人の中からは、のちに理藩院高官やモンゴル・チベット管轄の駐防官としても活躍する人物が多数輩出されている。次章では、その具体例を紹介したい。

### 第三章 モンゴル事務専門家として重用された蒙古旗人

まず、モンゴル事務担当官員から理藩院高官、モンゴル・チベット管轄の駐防官へと昇進をはたした蒙古旗人の典型例として、<sup>ナヤンタイ</sup>納延泰・<sup>ボヒン</sup>博興・<sup>サイシヤンガ</sup>賽尚阿の3名を取り上げたい。

納延泰(?～1762)は、乾隆前半において軍機大臣兼理藩院尚書として長期にわたり藩部事務を統轄した人物である。正藍旗蒙古(乾隆12年2月から正白旗蒙古)・薩爾都克氏の人で、雍正元年(1723)正月に理藩院筆帖式から理藩院主事に昇進し、同年4月に理藩院員外郎、同3年に理藩院郎中に就いた。雍正5年には理藩院額外侍郎に抜擢され、同10年には理藩院侍郎に任用される。この他、雍正年間には対ジュンガル戦の北路軍營で参贊大臣をつとめている。そして乾隆3年(1738)4月、納延泰は理藩院尚書に任命され、ジュンガル平定後の同25年まで20年以上にわたり同職をつとめた<sup>(25)</sup>。またこの期間、彼は軍機大臣を兼任し、軍機処においてモンゴル語文書の作成に従事していた<sup>(26)</sup>。

博興(?～1818)は、乾隆末年以降、理藩院侍郎・庫倫辦事大臣・察哈爾都統・理藩院尚書等を歴任した人物である。正白旗蒙古・博爾吉特氏の人で、



乾隆 19 年に翻訳生員<sup>(27)</sup> から理藩院筆帖式となり、同 27 年に盛京刑部主事、同 31 年に理藩院主事、同 35 年に理藩院員外郎に任じられた。乾隆 40 年には、タルバガタイの台吉の承襲に関する案件で処理に遺漏があったとして理藩院主事に降格されるが、同 45 年に再び理藩院員外郎に任用され、同 50 年 4 月には理藩院郎中に昇進した。乾隆 50 年 10 月以降は、新疆の和闐辦事大臣、喀什噶爾幫辦大臣をつとめ、同 55 年には理藩院郎中に再任された。そして乾隆 57 年正月、博興は理藩院右侍郎に拔擢され、同年 8 月からは庫倫辦事大臣、乾隆 60 年 9 月からは察哈爾都統をつとめ、嘉慶 6 年(1801)到北京に戻って理藩院尚書に就任する<sup>(28)</sup>。乾隆帝は、この博興を「モンゴル語・モンゴル事務に習熟した」人物と評している [村上 2003 : p.39]。

賽尚阿(?~1875)は、道光後半から咸豊初年にかけて理藩院尚書・軍機大臣・内閣大学士等を歴任した人物である。正藍旗蒙古・阿魯特氏の人で、嘉慶 21 年に翻訳拳人となり、道光 5 年(1825)に理藩院筆帖式に任用され、同 7 年に理藩院主事、同 9 年に理藩院員外郎、同 10 年に理藩院郎中に昇進した。この間、道光 8 年には滿漢軍機章京の中で序列一等に選ばれ、叙勲を受けている。道光 11 年には内閣侍読学士に任用され、同 13 年 4 月には理藩院右侍郎に昇進した。道光 14 年正月、賽尚阿は工部右侍郎に転任するが、同 17 年 7 月には察哈爾都統に任用され、同 18 年 12 月には理藩院尚書に就任した。その後、賽尚阿は道光 21 年正月に軍機大臣に拔擢され、同年 4 月には工部尚書に転任する<sup>(29)</sup>が、同時に理藩院事務の管理を命ぜられ、少なくとも道光 27 年まで理藩院事務を管理する立場にあった<sup>(30)</sup>。また彼は、モンゴル語と満洲語・漢語の対応辞典、モンゴル語文法の解説等からなる『蒙文指要』を編纂したモンゴル語学者としても知られる [春花 2005]。

以上にあげた 3 人の蒙古旗人に共通する特徴として、第一に、理藩院筆帖式から理藩院主事、理藩院員外郎、理藩院郎中へと、理藩院の内部において昇進を重ねたことが指摘できる。彼らの履歴から、雍正朝から道光朝にかけて、前章で示した理藩院官員の任用・昇進体系に沿った形での蒙古旗人の昇進が実際に行われていたことが確認される。第二に、この 3 人は、現存史料

からモンゴル語に通曉していたことが知り得る。蒙古旗人のモンゴル語能力低下が進む中であって、モンゴル語・満蒙翻訳の能力を評価されて理藩院蒙古筆帖式に任用され、その後理藩院の中で蒙古主事、蒙古員外郎、蒙古郎中と昇進を重ねた彼らは、それぞれの時期において最高水準のモンゴル語能力をもつ人物であったと考えてよいだろう。第三に、彼らが長期にわたり藩部統治関連の重要官職をつとめていることが挙げられる。納延泰は20年以上もの間、一貫して理藩院尚書（軍機大臣兼任）をつとめており、その在任期間は清一代を通じて最長である。博興も庫倫辦事大臣を約3年、察哈爾都統を約6年、理藩院尚書を約8年つとめている。賽尚阿は、理藩院侍郎・察哈爾都統・理藩院尚書の在任期間は決して長いとはいえないが、理藩院尚書を離任後も6年以上にわたり軍機大臣として理藩院事務を管理しており、この期間も藩部事務に大きな影響を与えうる立場にあった。こうした人事が行われた理由の一つが、理藩院の蒙古官員からのたたき上げである彼らの実務能力・経験に対する評価・期待にあったことは間違いない。

このほかにも、上記の3人とはほぼ同様の特徴をもつ蒙古旗人は多数存在する。筆者が[村上2004]で指摘したように、乾隆後半に理藩院高官あるいはモンゴル・チベット管轄の駐防官に就いた留保住<sup>リョウボウジユ</sup>・奎舒<sup>クイシュ</sup>・特克慎<sup>テクシン</sup>・松筠<sup>スンユン</sup>・フジュン<sup>フジュン</sup>・タイフ<sup>タイフ</sup>・ツェバク<sup>ツェバク</sup>・ガンチュクジャフ<sup>ガンチュクジャフ</sup>・フオジュ<sup>フオジュ</sup>・フフ<sup>フフ</sup>・富俊<sup>フジュン</sup>・台布<sup>タイブ</sup>・策巴克<sup>サイバク</sup>・貢楚克扎布<sup>ゴンチュクジャブ</sup>・佛住<sup>フツウ</sup>・普福<sup>フフ</sup>は、いずれも理藩院官員の出身で、モンゴル事務の専門家といえる蒙古旗人である。

また以下の人物も、理藩院あるいは内閣のモンゴル事務担当官員からたたき上げた、モンゴル事務専門家の蒙古旗人であったと判断される。

・特古忒<sup>テグテ</sup>：旗籍不明<sup>(31)</sup>

康熙56年4月14日、理藩院郎中から理藩院侍郎に昇進<sup>(32)</sup>。この3日前、康熙帝は理藩院侍郎の人選に関して「モンゴル事情をよく熟知する人を選んで具奏せよ（將熟悉蒙古事体去得之人揀選具奏）」<sup>(33)</sup>と命じており、ここから特古忒がモンゴル事情を熟知した選りすぐりの人材であったことが窺える。その後、康熙61年12月から雍正11年12月まで理藩院尚書をつとめた。

モンゴル事情を熟知し、理藩院侍郎・理藩院尚書を計15年以上もつとめていることから、理藩院の蒙古官員としてモンゴル事務の処理経験を積んだ人物であったと推定される。

- ・ センダ 僧格：正白旗蒙古？<sup>(34)</sup>

康熙年間に理藩院筆帖式から内閣侍読学士に昇進。雍正5年から同11年までチベットに駐留。雍正9年12月<sup>(35)</sup>から同11年12月まで理藩院額外侍郎，その後乾隆3年4月まで理藩院尚書をつとめた<sup>(36)</sup>。

- ・ ジュンフォボー 衆佛保：鑲藍旗蒙古<sup>(37)</sup>

雍正元年10月，理藩院郎中から内閣学士に昇進<sup>(38)</sup>。雍正4年5月～同10年12月，理藩院侍郎<sup>(39)</sup>。雍正朝にジュンガルとの交渉に従事〔澁谷2008〕。乾隆10年～同14年，西寧辦事大臣として青海モンゴル・チベットに関する案件を処理した<sup>(40)</sup>。

- ・ バンディ 班第（?～1755）：鑲黃旗蒙古，博爾濟吉特氏（『滿漢名臣伝』巻44，班第列伝）康熙56年，官学生から内閣（蒙古）中書に任用。康熙57年2月から欽天監五官正，理藩院堂主事，内閣（蒙古）侍読，内閣（蒙古）侍読学士，内閣学士を歴任し，雍正5年に理藩院侍郎に就任。すぐに内閣学士に転任するも，雍正10年12月，再び理藩院侍郎に就任し<sup>(41)</sup>，乾隆3年4月まで同職をつとめた。その後，兵部侍郎，湖広総督，兵部尚書，駐藏辦事大臣等を歴任。乾隆20年正月から，定北將軍としてジュンガル征討軍の北路軍營を指揮。史料上からは，班第がモンゴル語に通じていた形跡が見て取れる<sup>(42)</sup>。

- ・ ユボー 玉保（?～1757）：鑲白旗蒙古，烏朗罕濟勒門氏（『滿漢名臣伝』続集巻7，玉保伝）

雍正朝から理藩院筆帖式，理藩院主事，理藩院員外郎，理藩院郎中を歴任し，

乾隆3年4月から同21年12月まで約18年間、理藩院の左右侍郎をつとめた。

- ・<sup>タンカル</sup>唐喀禄 (?~1757) : 正藍旗蒙古, 他塔喇氏 (『滿漢名臣伝』卷38, 唐喀禄列伝) 雍正13年, 筆帖式から理藩院堂主事に昇進。乾隆6年に理藩院員外郎に就任。乾隆21年11月~同22年9月には理藩院侍郎をつとめた。乾隆帝は「前に唐喀禄を, モンゴル語ができるというので, 副都統銜を賞与し, アムルサナーの遊牧を管轄するようにと派遣した」<sup>(43)</sup>, 「員外郎唐喀禄はモンゴル事務をわかっている」<sup>(44)</sup>と評している。

- ・<sup>ウレムジ</sup>伍勒穆集 : 正紅旗蒙古<sup>(45)</sup>

乾隆27年11月, 理藩院郎中から光祿寺卿に昇進<sup>(46)</sup>。乾隆30年5月, 乾隆帝は引見した国子監蒙古教習がモンゴル語を話せないことを見抜き, 国子監にモンゴル語教育を専管する兼管国子監蒙古事を置くことを決定し, 同職に署理藩院侍郎の伍勒穆集を任用した<sup>(47)</sup>。乾隆32年2月~同36年8月, 伍勒穆集は理藩院侍郎をつとめ, その退任後も唐古特学の管理や翻訳の仕事を行うよう命じられた<sup>(48)</sup>。

- ・<sup>フデ</sup>福德 : 鑲白旗蒙古

乾隆13年の時点で理藩院員外郎<sup>(49)</sup>。乾隆28年から同41年まで, 庫倫辦事大臣, 理藩院の左右侍郎, 科布多參贊大臣等を歴任 [村上2003 : pp.44-46]。乾隆帝は「〔理藩院〕侍郎福德はモンゴル語に通曉し, モンゴル事務にも非常に習熟している (侍郎福德, 通曉蒙古語言, 而於蒙古事務, 亦頗習熟)」<sup>(50)</sup>と評している。

- ・<sup>ベクン</sup>伯昆 (栢琨, 栢埜) : 正黄旗蒙古<sup>(51)</sup>

乾隆17年の時点で理藩院筆帖式。乾隆24年, 礼部郎中。乾隆26年から帰綏道, 陝西按察使, 湖北布政使などを歴任<sup>(52)</sup>。乾隆29年, 乾隆帝は「栢

珉（伯昆）はモンゴル語に習熟している（栢珉熟習蒙古語）」<sup>(53)</sup>として伯昆をカシュガルに派遣。乾隆37年～同40年には庫倫辦事大臣をつとめた。

以上の事例から、前章で示した理藩院における蒙古官員の任用・昇進体系が、モンゴル事務専門家の蒙古旗人大官の輩出システムとして機能していたことが窺われよう。

一方、同じ蒙古旗人であっても、文科挙・満洲翻訳科挙等をへて六部・都察院等の衙門の官職に就いた者は、基本的に理藩院の官職に任官することはなく、理藩院高官やモンゴル・チベット管轄の駐防官を長期間つとめることもなかった。例えば、乾隆10年に文進士となり、乾隆20年代に工部右侍郎、戸部右侍郎、軍機大臣等の要職を歴任した正白旗蒙古の夢麟（?～1758）<sup>(54)</sup>や、乾隆26年に文進士となり、河南学政・内閣学士・順天府郷試副考官・武会試正考官等を歴任した蒙古正黄旗の嵩貴（?～1789）<sup>(55)</sup>は、藩部関連の官職には就いていない。また乾隆43年に満洲翻訳挙人となった正黄旗蒙古旗の台斐音（?～1815）<sup>(56)</sup>は、同44年に国子監助教に就いた後、陝西按察使、陝西布政使、河南按察使、湖北布政使と中国内地の地方官を歴任し、モンゴル・チベット関連の官職としては嘉慶15年～同17年の間に庫倫辦事大臣に就いたのみである<sup>(57)</sup>。文進士ありながらモンゴル語にも通曉し、戸部の主事・員外郎、張家口税務監督、理藩院内館監督、安徽省太平府知府などを歴任した後、乾隆末年～嘉慶朝に駐蔵<sup>?</sup>事大臣、理藩院の左右侍郎などをつとめた鑲黄旗蒙古の和寧<sup>ヘニン</sup>（?～1820）<sup>(58)</sup>は、例外的存在といえる〔村上2003：pp. 39-40〕。全体として文科挙・満漢翻訳試験に関しては満洲旗人と蒙古旗人の間に制度上の大きな違いはなく、これに合格した満洲旗人と蒙古旗人の間にも任用・昇進のあり方に大きな相違は見られない。蒙古旗人は、満蒙翻訳試験等をへて理藩院・内閣等のモンゴル事務担当官員として任用されたか、それとも文科挙・満漢翻訳試験をへてモンゴル事務の処理に携わらない六部等衙門の官員に任用されたかで、その後まったく異なる官途を歩んだのである。

最後に、本章で取り上げたモンゴル事務専門家の蒙古旗人大官が、実際に

どの程度モンゴルのことを理解していたかについて若干の考察を加えたい。彼らの能力・知識を具体的に知ることは困難であるが、少なくとも旗人社会の中では最高水準のモンゴル語能力・モンゴル関連の知識を有する人々であったことは間違いない。しかし、旗人社会で生まれ育った（大多数は北京の生まれであろう）彼らにとって、モンゴルの遊牧社会は決して身近な存在ではなかった。ゆえにモンゴル語に通じてはいても、対モンゴル政策における皇帝の意図や外藩モンゴルの人々の思考・習慣を十分に理解できていないという場合もあった。以下、その一例を示したい。

岡洋樹氏は、乾隆 28 年に庫倫辦事大臣の満洲大臣に就任したフデ（福德）という名の旗人官僚が、自らは理藩院を管理する大臣であり、しかも「モンゴル人」であると豪語しながら、乾隆帝の対ハルハ政策の本質やハルハ＝モンゴルの人々の習慣・性格をまったく理解しておらず、傲慢な振る舞いを繰り返し、結局 1 年もたたないうちに大臣職を解任されてしまったことを指摘している [岡 1992 : pp.47-53]。この「フデ」とは、前述の鑲白旗蒙古旗人・福德である。福德は理藩院司官としての経験を有し、モンゴル語にも通曉していたが、その彼をしてもこのようなあり様だったのである。この福德のエピソードは、理藩院の蒙古官員の出身者であったとしても、対モンゴル政策における皇帝の意図やモンゴル事情を深く理解していたとは限らず、事務を適切に処理できないこともあったことを示している。ただ、モンゴル語能力とモンゴル事務に関する知識・経験という点で、彼らが一般の満洲旗人・蒙古旗人よりも高いレベルにあったこともまた事実である。岡氏は、庫倫辦事大臣の蒙古大臣をつとめるトシェート＝ハン傍系のサンザイドルジが、福德に代わる満洲大臣にはもっと老練でモンゴル人の性格を理解している人を派遣してほしいと要請したのに対し、乾隆帝が「そのような者はいない。いても、またフデようになる」と述べたことを紹介しているが [岡 1992 : p.53]、この言葉は、モンゴル事務専門家の福德以上にモンゴル事情を理解している旗人官僚などほとんどいなかったという当時の清朝の実情をよく表している。

おわりに

理藩院においてモンゴル事務の処理を担当したのは、主に蒙古旗人の官員であった。康熙中葉まで、理藩院司官はすべて蒙古缺（蒙古旗人を任用するポスト）と位置づけられており、同職への任官者の多くは蒙古旗人であったと推測される。理藩院では、雍正5年までに満洲司官が設置されるが、モンゴル事務については蒙古司官が専門に処理することとされ、満洲司官は満洲事務の処理に携わった。

清朝は、理藩院においてモンゴル語に通曉した人員を確保するため、康熙朝以降、理藩院と六部等衙門の間における蒙古官員の人事交流を制限するという方策をとった。康熙朝には、モンゴル語に通じていない者が理藩院官員になることを防ぐため、六部等衙門の蒙古官員を理藩院で用いることを禁じた。雍正朝に入ると、蒙古旗人のモンゴル語能力低下が問題化し、モンゴル語に通じた官員が理藩院から流出することを防ぐ必要が出てきた。そこで清朝は、雍正6年9月、満蒙翻訳を担当する蒙古筆帖式・中書に任用した者はその後も理藩院等のモンゴル事務担当官員として昇進させるようにし、六部等衙門の官員には昇進・転任させない、また六部等衙門の蒙古官員に任用した者はその後も六部等衙門の中で昇進させるようにし、理藩院等のモンゴル事務担当官員には昇進・転任させないという規定を定めたのである。その後、この規定は乾隆朝・道光朝において若干の改定が行われるが、その基本事項については清末まで継承された。

こうして確立した理藩院における蒙古旗人の任用・昇進体系は、モンゴル・チベット関連の重要職務をになう人材の輩出システムとしても機能した。理藩院等のモンゴル事務担当官員として昇進を重ねた蒙古旗人の中からは、納延泰・博興・賽尚阿ら、理藩院高官やモンゴル・チベット管轄の駐防官として活躍するモンゴル事務専門家が多数輩出されたのである。旗人社会の中で生まれ育った彼らは、必ずしもモンゴル事情について深い理解があったとは

限らず、福德のように清朝皇帝の対モンゴル政策の方針や外藩モンゴルらの思考・習慣を理解しておらず、職務を適切に遂行できない者もいた。しかし、それでも彼らは、各時期の旗人官僚層の中で最もモンゴル語に優れ、モンゴル事務に通暁した人々であったことに変わりはなく、清朝の対モンゴル・チベット政策における重要職務の担い手として重く用いられたのである。

#### 史料

- 中国第一歴史檔案館編『雍正朝内閣六科史書・吏科』広西師範大学出版社、2002年。  
『明清檔案』中央研究院歴史言語研究所、1992-1995年。  
『康熙起居注』中華書局、1984年。  
『軍機処檔摺件』台湾・国立故宫博物院所蔵。  
馬齊等纂修『清聖祖実録』（『大清聖祖仁皇帝実録』）→華文書局、1964年。  
鄂爾泰等纂修『清世宗実録』（『大清世宗憲皇帝実録』）→華文書局、1964年。  
慶桂等纂修『清高宗実録』（『大清高宗純皇帝実録』）→華文書局、1964年。  
伊桑阿等纂修、康熙朝『大清会典』→文海出版社、1992年。  
允祿等纂修、雍正朝『大清会典』→文海出版社、1994-1995年。裕次郎  
允禔等纂修、乾隆朝『欽定大清会典』→文淵閣四庫全書所収。  
允禔等纂修、乾隆朝『欽定大清会典則例』→文淵閣四庫全書所収。  
托津等纂修、嘉慶朝『欽定大清会典事例』→文海出版社、1991-1992年。  
崑岡等纂修、光緒朝『欽定大清会典事例』→新文農出版公司、1976年。  
鄂爾泰等纂修『八旗通志初集』→東北師範大学出版社、1985年。  
高宗勅撰『欽定八旗通志』→文淵閣四庫全書所収。  
楊応琚撰『西寧府新志』→文海出版社、1966年。  
文慶・李宗昉等纂修『欽定国子監志』→北京古籍出版社、2000年。  
傅恒等纂修『平定準噶爾方略』（滿文）東洋文庫所蔵。  
趙翼撰『簞曝雜記』→中華書局、1982年。  
梁章鉅・朱智撰『樞垣記略』→中華書局、1984年。  
『滿漢名臣伝』→黒龍江人民出版社、1991年。  
『清史列伝』→中華書局、1987年。  
李桓輯録『国朝耆献類徴初編』→文海出版社、1966年。  
『清国史館 伝包・伝稿』国立故宫博物院所蔵。

#### 参考文献

- 石濱裕美子 2001『チベット仏教世界の歴史的研究』東方書店。



- 梅山直也 2006 「八旗蒙古の成立と清朝のモンゴル支配——ハラチン・モンゴルを中心に——」『社会文化史学』48, pp.85-108.
- 岡洋樹 1992 「乾隆帝の対ハルハ政策とハルハの対応」『東洋学報』73 (1-2), pp.31-61.
- 片岡一忠 1991 『清朝新疆統治研究』雄山閣.
- 澁谷浩一 2008 「1723-26年の清とジュン=ガルの講和交渉について——18世紀前半における中央ユーラシアの国際関係——」『満族史研究』7, pp.19-50.
- 細谷良夫 1999 「中華世界の確立」松丸道雄・池田温・斯波義信・神田信夫・濱下武志編『世界歴史体系 中国史4——明～清——』山川出版社, pp.358-382.
- 村上信明 2002 「乾隆朝の繙訳科挙と蒙古旗人官僚の台頭」『社会文化史学』43, pp.63-80.
- 2003 「乾隆朝中葉以降の藩部統治における蒙古旗人官僚の任用」『史境』47, pp.31-50.
- 2004 「乾隆40年代後半以降の藩部統治を担当した蒙古旗人官僚」『史峯』10, pp.1-18.
- 2005 「清朝前期における理藩院の人員構成」『満族史研究』4, pp.141-162.
- 2007 『清朝の蒙古旗人——その実像と帝国統治における役割——』風響社.
- 山根幸夫 1993 「明・清の会典」滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究——』東京大学出版会, pp.473-507.
- 包桂芹 1995 『清代蒙古官吏伝』民族出版社.
- 蔡志純 1993 「清朝理藩院掌管蒙古事務初探」『中国民族史研究』3, 中央民族学院出版社, pp.170-181.
- 春花 2005 「論賽尚阿纂《蒙文指要》」『満語研究』2005-1, pp.116-120.
- 杜家驥 1997 『清朝簡史』福建人民出版社.
- 楊嘉銘 1988 「清代駐藏大臣族籍考」中国文化大学蒙藏學術研究中心主辦『中華民國蒙藏學術會議論文集』中国文化大学, pp.309-340.
- 葉高樹 2002 「清朝前期的文化政策」稻郷出版社.
- 張永江 1989 「八旗蒙古任官初探」『蒙古史研究』3, pp.150-181.
- 1990 「清代八旗蒙古官学」『民族研究』1990-6, pp.96-102.
- Elliott, Mark C. 2001. *The Manchu Way: The Eight Banners and Ethnic Identity in Late Imperial China*, Stanford University Press.

〔付記〕本稿は、平成21～23年度日本学術振興会科学研究費・若手研究(B)「18世紀後半の清朝藩部統治体制における旗人官僚の人事システムと統治政策の展開」による研究成果の一部である。

(1)「藩部」とはモンゴル・チベット・青海・新疆の外藩首長層及びその支配地域を指す概念である。この語が使用されるのは正確には19世紀中葉からである〔片岡

- 1991・p.36] が、本稿では便宜上、17・18 世紀に関しても「藩部」の概念を用いる。
- (2) なお、チベット関連事務に関しては、チベットの有力者が清朝に宛てた文書の写しがモンゴル語で多数残されていること [石濱 2001 : pp.143-156], 乾隆後半までモンゴル語の使用が有益だと考えられていたこと [村上 2003: pp.34-35, p.39] から、モンゴル事務の延長線上の職務であったと見ることもできる。
- (3) 八旗は八旗満洲・八旗蒙古・八旗漢軍から構成されており、このうち八旗蒙古は天聡 9 年にハラチン部・トゥメト部のモンゴル人を主体として編成された [梅山 2006]。
- (4) 主事は「司主事」と記される場合もあるが、本稿では「主事」で統一する。
- (5) 理藩院尚書・侍郎の統轄下には、司官・筆帖式のほかに司務、銀庫司庫・庫使、稅務監督等の職が置かれることもあったが、順治朝から光緒朝まで一貫して設けられていたのは司官・筆帖式のみである。また史料中からモンゴル事務に従事していることが確認できる理藩院の中級・下級官員も、大部分が司官・筆帖式である。ゆえに本稿では、この両者を理藩院のモンゴル事務担当官員と見なして考察を進めていく。
- (6) 『清聖祖実録』卷 2, 順治 18 年 7 月乙卯 [8 日] 条, 参照。
- (7) 『清聖祖実録』卷 23, 康熙 6 年 7 月癸丑 [11 日] 条, 参照。
- (8) 清朝の官制では、満洲・蒙古・漢軍の各旗人及び漢人に「缺」(ポスト) を割り当てる官缺制がとられ、それぞれの缺は満洲缺 (満缺) ・蒙古缺・漢軍缺・漢缺と称された。清朝は、各機関の長官・次官の下で実務処理を担当する官職 (六部では司官や筆帖式に相当) について満洲缺・蒙古缺・漢軍缺・漢缺を設定し、原則として満洲缺には満洲旗人、蒙古缺には蒙古旗人、漢軍缺には漢軍旗人を任用した。また缺には、主に宗人府等に設けられた宗室缺や内務府に設けられた包衣缺などもあった。官缺制に関しては [細谷 1999 : pp.382-383] ・ [杜 1997 : pp.255-259], 参照。
- (9) ただし官制上では、満洲旗人が理藩院司官に任官することも可能とされており、康熙中葉には満洲旗人が理藩院郎中をつとめている例も見られる [村上 2005 : pp.153-154]。
- (10) 康熙朝『大清会典』卷 3, 吏部 1, 官制 1, 理藩院条で 4 名となっていた主事がいつ 7 名に増員されたのかについては、管見の史料上からは確認できない。
- (11) ただ、中央機関の官制を記した雍正朝『大清会典』卷 3, 吏部 1, 官制 1 の理藩院条には、理藩院司官に満洲缺と蒙古缺が存在したことは記されていない。これは雍正朝『大清会典』卷 3 が、康熙朝『大清会典』卷 3 の体裁をほぼ踏襲していることによる。康熙朝『大清会典』卷 3 の理藩院官制に関する記載については [村上 2005 : pp.156-157], 参照。
- (12) 乾隆朝『欽定大清会典』は一般に乾隆 23 年までの記事を収録しているが、藩部関係に関する叙述のみ乾隆 27 年まで及んでいる。これは、新疆平定 (乾隆 24 年) 後の藩部に関する規定を会典に盛り込むための特別の措置であった [山根 1993 :

p.491]。

- (13) 嘉慶朝『欽定大清會典事例』卷17, 吏部, 理藩院条, 参照。
- (14) 光緒朝『欽定大清會典事例』卷20, 吏部, 理藩院条, 参照。
- (15) 『清聖祖實録』卷281, 康熙57年9月丙子〔1日〕条, 参照。
- (16) 本稿で取り上げる旗人のうち, 筆者が史料上で満洲語名を確認している者については, 初出の際にフリガナを附す。
- (17) 『雍正朝内閣六科史書・吏科』第44冊, 雍正6年9月8日, 吏部等衙門議政大臣署吏部尚書傅爾丹等題。
- (18) 清朝は雍正5年10月, 八旗官学生の定員を1ニル1名から毎旗満洲60名・蒙古20名・漢軍20名の計100名に改めた。『八旗通志初集』卷47, 学校志2, 国子監八旗官学条, 雍正5年10月, 康親王等議覆, 参照。
- (19) 雍正朝に蒙古旗人のモンゴル語能力低下が問題となったことに関しては [Elliott 2001 : p.9, 379]・[葉2002 : p.373, 379] 参照。
- (20) 各口駅帖筆帖式に関しては, 雍正朝『大清會典』卷8, 吏部6, 官制6, 滿缺除選条に「およそ口外駅帖筆帖式は, 康熙五十八年に覆准すらく, 張家口・外蒙古の駅帖筆帖式には蒙古旗分のモンゴル字を識り筆帖式に用いるべき人を一名任用する(凡口外駅帖筆帖式, 康熙五十八年覆准, 張家口・外蒙古駅帖筆帖式, 將蒙古旗分識蒙古字応用筆帖式之人, 補用一員)」とあり, ここから清朝が張家口およびモンゴルの駅帖筆帖式にモンゴル語に通曉した蒙古旗人を任用するようにしていたことがわかる。
- (21) 内閣蒙古中書は内閣において滿蒙翻譯を担当する官員, 国子監蒙古助教は国子監の八旗官学でモンゴル語教育を担当する官員である。
- (22) 雍正帝は議覆提出の2日後の同月10日にこれを裁可した。『雍正朝内閣六科史書・吏科』第44冊, 雍正6年9月8日, 吏部等衙門議政大臣署吏部尚書傅爾丹等題, 参照。
- (23) 雍正13年までの記事を含む『八旗通志初集』に収録されている満洲・蒙古・漢軍の各旗人の任官規定(卷43, 滿缺除選条; 卷44, 蒙古缺除受陞補条・漢軍缺除授陞補条)では, 監生・官学生が筆帖式として任官する先の衙門を特に限定していない。
- (24) 光緒朝『欽定大清會典事例』卷39, 吏部, 滿洲銓選, 考試滿洲蒙古繙訳条, 参照。
- (25) 『滿漢名臣伝』卷42, 納延泰列伝, 参照。
- (26) 趙翼『簞曝雜記』卷1, 軍機処条, 参照。
- (27) 翻譯生員は, 翻譯科挙中の童試(翻譯童試)の合格者に与えられる資格である。翻譯科挙には漢語を満洲語に翻譯する満洲翻譯科と満洲語をモンゴル語に翻譯する蒙古翻譯科があり, 蒙古旗人はどちらの試験も受けることができたが, 理藩院蒙古筆帖式に任用されることになっていたのは蒙古翻譯科の合格者であった [村上2002 : p.65]。したがって博輿も, 蒙古翻譯童試の合格者であったと推定される。

- (28) 『清国史館 伝包・伝稿』3649, 博興列伝, 参照。
- (29) 賽尚阿の履歴は、『清史列伝』巻52, 賽尚阿列伝, 参照。
- (30) 賽尚阿の肩書きに「管理藩院事務」が含まれている最も遅い時期の文書として、筆者は「軍機処檔摺件」文献番号079608, 道光27年11月初3日の奏摺（肩書きは「管理藩院事務戸部尚書」）の存在を確認している。道光21年4月からこの時期まで、賽尚阿は一貫して理藩院事務を管理する立場にあった。
- (31) 包桂芹氏は、特古忒を「清代蒙古官吏」の一人であるとしているが、彼がいずれの旗に所属していたかは明記していない〔包1995：pp.85-86〕。
- (32) 『清聖祖実録』巻272, 康熙56年4月戊戌〔14日〕条, 参照。
- (33) 『康熙起居注』康熙56年4月11日条。
- (34) 楊嘉銘氏は僧格を「正白旗蒙古」とするが〔楊1988：p.316〕, 出典は示していない。
- (35) 『清世宗実録』巻113, 雍正9年12月丙申〔7日〕条, 参照。
- (36) 僧格の履歴に関しては『明清檔案』第80冊, A080-039, 乾隆3年3月初6日の僧格の上奏を参照。
- (37) 衆佛保の旗籍については『西寧府新志』巻24, 官師志, 西寧府条, 参照。
- (38) 『清世宗実録』巻12, 雍正元年10月乙丑〔19日〕条, 参照。
- (39) 『清世宗実録』巻44, 雍正4年5月庚申〔29日〕条；同巻126, 雍正10年12月庚午〔17日〕条, 参照。
- (40) 『西寧府新志』巻24, 官師志, 西寧府条, 参照。
- (41) 『清世宗実録』巻126, 雍正10年12月庚午〔17日〕条, 参照。
- (42) 乾隆20年12月10日の上諭で、乾隆帝は、班第・<sup>オロンゴ</sup>・<sup>サラル</sup>薩喇爾に対する評価として「班第は性格が慎重すぎ、度量が小さく、細事に親しむことを好む。鄂容安は大局をわかっているが、モンゴル語ができず、一たび機密の計画に応じるときに深く理解できない。頗る漢人の悪しき習慣がある。薩喇爾はジュンガルにあって、例えるなら内地王府の長吏・護衛のたぐいにすぎない（乃班第為人過於謹慎、氣局狹小、好親細事。鄂容安雖尚知大体、而不能通蒙古語。一応機密籌画、未能洞悉、頗有漢人習氣。至薩喇爾在準噶爾、譬之内地王府長吏護衛者流耳）」と述べている（『清高宗実録』巻502, 乾隆20年12月戊申〔10日〕条）。鄂容安は鑲藍旗満洲の人で、大学士鄂爾泰<sup>オルタイ</sup>の子にして進士出身であった（『満漢名臣伝』巻44, 鄂容安列伝, 参照）。薩喇爾はジュンガルから清朝に帰順した人物である（『満漢名臣伝』巻43, 薩喇爾列伝, 参照）。この上諭で乾隆帝が鄂容安についてのみモンゴル語ができないと述べたのは、班第と薩喇爾はモンゴル語に通じ、満洲旗人の鄂容安だけがモンゴル語を解さなかったためだと考えられる。
- (43) 『平定準噶爾方略』（満文）正編, 巻6, 乾隆20年正月丙申〔22日〕条。
- (44) 『平定準噶爾方略』（満文）正編, 巻26, 乾隆21年4月辛丑〔4日〕条。
- (45) 伍勒穆集の旗籍については、『欽定国子監志』巻45, 官師志5, 官師表, 兼管監

事条，参照。

- (46) 『清高宗実録』卷 675，乾隆 27 年 11 月丙戌条 [28 日]，参照。
- (47) 『清高宗実録』卷 737，乾隆 30 年 5 月壬寅 [28 日] 条；『欽定国子監志』卷 45，  
官師志 5，官師表，兼管監事条，参照。
- (48) 『清高宗実録』卷 891，乾隆 36 年 8 月戊子 [20 日] 条，参照。
- (49) 福德に関しては、『清高宗実録』卷 891，乾隆 36 年 8 月戊子 [20 日] 条に「軍機  
処行走の署理藩院侍郎の福德は、今すでに侍郎に任用した（軍機処行走署理藩院侍  
郎福德，現已補授侍郎）」とある。この記載から，乾隆 36 年に理藩院侍郎となった  
福德を，乾隆 13 年に理藩院員外郎から軍機章京となった鑲白旗蒙古の福德（『枢垣  
記略』卷 16，題名 2，滿洲軍機章京条）に比定できる。
- (50) 『清高宗実録』卷 892，乾隆 36 年 9 月丁未 [10 日] 条。
- (51) 伯昆については、『枢垣記略』卷 16，題名 2，滿洲軍機章京条に「正黄旗蒙古人，  
乾隆十七年□月，理藩院筆帖式より任用する。布政使に至る（正黄旗蒙古人，乾隆  
十七年□月由理藩院筆帖式充補。至布政使）」とある（□は空白）。また「清国史館  
伝包・伝稿」3330-2，伯昆伝稿には，伯昆が軍機処の職務に従事していたこと，湖  
北布政使・庫倫辦事大臣をつとめたことが記されている。これらの記載から，庫倫  
辦事大臣をつとめた伯昆が正黄旗蒙古の人で，理藩院筆帖式出身であったことがわ  
かる。
- (52) 「清国史館 伝包・伝稿」3330-2，伯昆伝稿，参照。
- (53) 『清高宗実録』卷 721，乾隆 29 年 10 月丙申 [18 日] 条。
- (54) 『滿漢名臣伝』卷 37，夢麟列伝，参照。
- (55) 『国朝著類初編』卷 96，嵩貴伝，参照。
- (56) 台斐音が滿洲翻譯舉人であったことについては『欽定八旗通志』卷 107，選舉志 6，  
八旗科第題名 5，歷科繙訳舉人題名，参照。
- (57) 『国朝著類初編』卷 191，台斐音伝，参照。
- (58) 『国朝著類初編』卷 100，和瑛伝，参照。